

2017 年 8 月 8 日

日本外傷学会 2017 年度専門医研修施設更新審査 および申請手続きについて

一般社団法人 日本外傷学会
代表理事 木村 昭夫
専門医研修施設認定委員会 委員長 井口 浩一

一般社団法人日本外傷学会は、2017 年度の日本外傷専門医研修施設更新審査を本学会専門医制度規則および同施行細則に基づいて、下記の如く実施いたします。

申請を希望される施設は、本学会専門医制度規則・同施行細則を確認の上、下記の要領に従って締切日までに申請手続きを行ってください。

◆専門医研修施設更新申請資格

専門医研修施設の(更新)申請資格として、日本外傷学会専門医制度規則第 9 章第 28 条、第 29 条および同細則第 7 章第 21 条の各項を満たすこととします。

1. 日本外傷学会専門医制度 規則第 9 章 第 28 条、第 29 条

第 28 条 専門医研修施設は、資格取得後 3 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 29 条 専門医研修施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。

2. 日本外傷学会専門医制度 細則 第 7 章 第 21 条

- 1) 外傷専門医が 1 人以上常勤として勤務していること
- 2) 日本外傷データベースの施設会員であり、AIS3 以上の症例を年間 50 例以上、および ISS16 以上の症例を年間 25 例以上、申請時の前年 12 月 31 日まで継続して 3 年以上登録していること
- 3) 死亡症例等に対するカンファレンスが行われ、記録が残されていること

なお、専門医研修施設は、原則として救命救急センターの要件を備えていることが求められます。

◆専門医研修施設認定期間

施設認定の有効期間は交付後 **3年**です。(日本外傷学会専門医制度規則第 8 章 27 条)

◆更新審査内容

書類審査

◆申請手続

申請を希望する施設は以下の手順に従ってください。

- 1) 施設更新申請書類並びに申請の手引を当会ホームページ (<http://www.jast-hp.org/>) に掲載しています。
- 2) 申請書提出期間内に申請書類の正副本各1通、更新審査料の振込明細書(振込の年月日が確認できる書類など)のコピーを添えて提出してください。
- 3) 審査料の振込は下記口座にお振り込みください。

銀行名：三菱東京UFJ銀行（江戸川橋支店[店番 060]）
 口座番号：普通1214504
 口座名義：一般社団法人 日本外傷学会

◆申請書類

専門医研修施設の更新を申請する施設は、専門医研修施設の有効期限満了の年度内に、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を別に定める審査料とともに、専門医委員会に提出してください。

- 1) 専門医研修施設更新申請書(別に定める)
- 2) 申請責任者(外傷専門医)の履歴書(別に定める)
- 3) 申請責任者の外傷専門医認定証のコピー
- 4) 申請責任者の常勤証明書
- 5) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表(別に定める)
- 6) 直近1年間に行われた死亡症例等に関するカンファレンス記録(別に定める)
- 7) 更新審査料振込明細書のコピー

(日本外傷学会専門医制度細則第9章第23条)

◆審査料、認定登録料

専門医研修施設審査料および(更新)登録料は下記のとおりです。

更新審査料：20,000円 **更新登録料：40,000円**

[更新登録料は更新審査後にお振込みいただきます]

(日本外傷学会専門医制度細則第13章33、35条)

なお、既納の更新審査料および更新登録料は返却致しません。

(日本外傷学会専門医制度細則第13章34、36条)

◆申請書類提出締切日

申請書類の提出締切日は、**2017年9月24日(日)【消印有効】**です。

締切日を過ぎて提出された申請書類は一切受理せず返却いたします。

◆審査および審査結果

提出された更新書類をもとに審査し、理事会の議を経て判定し、認定施設に専門医研修施設認定証を発行いたします。

専門医研修施設認定証発行予定日：**2017年11月1日**